

野田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和7年10月28日

野田市農業委員会会長 齊藤 和夫

野田市農業委員会告示第12号

野田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部を改正する告示

野田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱（平成29年野田市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2区域の項中「山崎新町」の次に「、梅郷」を加える。

附 則

この告示は、梅郷に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による告示の効力を生ずる日から施行する。